

名古屋地方裁判所委員会（第10回）議事概要

1 日時

平成20年7月7日（月）午後1時30分から午後4時20分まで

2 場所

名古屋高等裁判所12階大会議室

3 出席者

（委員） 浅野鉄也，有賀克明，小林勝彦，近藤靖彦，齋藤眞澄，齋藤立子，
杉浦 裕，尋木佐一，鶴田欣也，横井 豊，相羽洋一，飯倉立也，
熊田士朗，伊藤新一郎

（説明者） 伊藤 納（刑事部裁判官）

（事務担当者） 徳永幸蔵（民事部裁判官），清水研一（前同），
渡邊直紀（名古屋簡裁裁判官），関 衛（民事首席書記官），
小川達夫（刑事首席書記官），林 功二（名古屋簡裁首席書記官），
若山正隆（事務局長），坂本光昭（総務課長）

4 協議テーマ

裁判員制度（評議）について

5 議事

(1) 協議テーマに関する説明（伊藤納裁判官）及び5月21日模擬評議ダイジェスト
ビデオ視聴

(2) 協議テーマに関する意見交換（別紙記載のとおり）

(3) 次回開催日及び協議テーマ決定

ア 次回期日

平成21年1月26日（月）午後1時30分

イ テーマ

裁判員制度（環境整備状況等）について

(別紙)

協議テーマに関する意見交換

(○：委員，●：委員長，△：説明者)

- 5月21日に当庁で行われた模擬評議には、当委員会から5人の委員の方にも参加していただいたが、その際の感想をお聞かせいただきたい。
- 意見は比較的言いやすかったが、素人が量刑について判断することは難しく、戸惑いもあった。
ただ、模擬ではあるものの、自分が裁判に参加することについて、責任感が湧いてきた。
- 模擬評議は、大変面白かったし、評議の過程で、自分自身の心境がかなり変化することを改めて感じる事ができた。
具体的に言うと、被告人質問が終わった時点では、十分に情状を酌量することができ、猶予判決にせざるを得ないと思っていたが、評議直前に、直感的に判断せず、慎重に判断しようとして自分自身にブレーキをかけた。しかし、評議の結果、やはり猶予判決にすべきであると確信した。このような心境の変化を第三者的に感じる事ができ、興味深かった。
また、議論は、非常にスムーズであった。特定人が議論をリードすることなく、誰もが発言することができた。むしろ、実際の裁判で、こんなにうまくいくのだろうかと思ったくらいである。
- 評議の冒頭で、裁判官から、「途中で意見を変えていただいても結構です。」と言われ、非常に気が楽になり、自由に発言できた。
事案は単純なものであり、検察官や弁護人の主張も聞いた上で実刑の判断をしたが、最終的に6グループの判決が3通りに分かれたと知り、全ての結論が一致しなくてもよいのかと感じた。ただ、後の新聞報道等によると、3通りの判決は許容範囲であるとのことであったので、気が楽になった。
評議では、初めて会う者同士が非常にスムーズに議論をすることができたが、実際の裁判では、無作為に選ばれた人同士が議論することになるので、こんなにうまく議論できるのかという心配はある。
- 今回の模擬評議の参加者の中に知人がおり、その偶然に驚くとともに、裁判員裁判が始まると、知人も裁判に参加することになるのだなと感じた。
評議では、年齢が高くなると人を許す気持ちが強くなるとの発言をされる方がいたが、私も同じように感じた。
判断をするにあたり、今回の事案では、ライターを持っていた理由についての情報提供がなく、判断に迷うところがあった。
- 模擬評議への参加を楽しみにしていたが、実際に参加してみると、罰を与えることの重さを実感した。
例えば、自分の子供に罰を与える場合は、家族の愛情がベースにあり、同時にチャンスも与えるからこそ罰を与えられるのであるが、裁判では、立ち直るためのプログラムの内容をよく理解しないまま判断することになってしまうのではないかと思った。

また、評議については、議論が活発になされたが、裁判員の男女比や年齢比、経験の違い等の合議体の属性によって議論が左右されるのではないかと感じた。

- 模擬評議への参加、不参加の別にかかわらず、委員の皆さんから、本委員会での論点として取り上げるべき事項があれば伺いたい。
- その前に、模擬評議の事案は妻の不倫が原因であるのに、公訴事実には、そのような被告人に有利な事情が書かれていない理由を確認したい。
- 起訴状は、検察官の最終意見を集約し、裁判で審理してほしいテーマを書くものである。起訴状に色々なことを書くと、予断を与えてしまうので、必要最低限の犯罪事実を書くというルールが確立しているため、今回の起訴状には、不倫の事実等は書かずに、住居侵入と現住建造物等放火の事実だけが書かれている。不倫の事実等については、検察官や弁護人が、それぞれの意見を述べる場面で主張をすることになる。
- 起訴状だけでは分からない事実が、審理の段階で分かる仕組みになっているということは、よく分かった。
- 裁判員制度の趣旨からすると、裁判員には、評議で自由に意見を述べていただく必要がある一方、裁判官が自分の意見を抑制すると、裁判員と対等の立場で議論しているとは言えないとの批判もあるところであり、この点についての御意見を伺いたい。
- 模擬評議では、裁判官は非常に抑制的であった。悪い言い方をすれば、あまりに裁判長がリードしないので、大丈夫かなと思ったくらいである。
しかし、裁判員の話をして受け止めていただいたこともあり、結果として、それは大変良いことであった。
裁判員がそれぞれの意見を述べた後、裁判長が、「実刑と考えていたが、皆さんのお話を聞いて考えが変わってきた。」と言うのを聞き、専門家である裁判官も私達と同じ水準に降りてきて考えてくれるとつくづく感じた。
裁判長からは、最初の段階で、忌憚なく意見を言ってほしいと言われたが、我々は、無意識にプロの裁判官に対して遠慮している部分があるので、最初の段階で、プロの裁判官であっても遠慮することなく対等に議論しあってよいのだと思えるような場があるとよい。
- 評議の最初の段階では、量刑資料は配られていなかったし、執行猶予を付けられるルールも知らなかった。専門的な情報をどのように伝えるのかということも、検討すべきである。
- △ 今回の模擬評議では、各グループにおける量刑資料の提示の仕方は、様々であった。量刑資料は、あくまでも過去の例であり、参考として考えていただく必要があるところ、過去の模擬評議での経験から、資料提供の仕方によっては、評議が資料に引きずられることもあり、その提示の仕方に気を付けなければならないと実感しているところである。
- 判断するためには、事前に正確な情報をいただく必要がある。議論や判断に必要な情報は、読んで理解するための時間も必要であるので、何らかの形

で早めに提示していただきたい。

- 裁判官の発言についての御意見はいかがか。
- 裁判官の発言があると、それに沿うことになると思うので、裁判官には、ある程度議論した後に発言していただいた方がよい。
- 五十代の男性は放火は重いと言い、二十代の女性は執行猶予にしたいと言う等、価値観の違いによる議論があった。裁判員がそれぞれの価値観にしばられていては、共有された議論はできないので、裁判官は、ある時点で量刑資料を提示するなどして、判断プロセスを導く役割を担う必要がある。
- 6月の模擬評議を傍聴させていただいたが、雄弁な方の意見に左右され、議論がかなり揺れていた。裁判官がうまくリードしていたが、3日という短い期間で結論を出すためには、予断を与えない範囲内で、早期に判断材料を提供することも検討すべきではないか。裁判所へ行って初めて知るというのでは、遅いと思う。
- 事前に事件の詳細な情報を知らせることは、予断排除の面から、非常に困難である。裁判員裁判では、初日の午前中に裁判員として選任された後、注意事項等の説明を行い、午後から行われる審理の冒頭で、事件の詳細な情報が提示されることになる。一度に提供されると情報過多となるおそれがあるので、裁判の最後に評議が行われるまでの間に必要な情報が順序立てて提供されるような工夫がなされている。
- 裁判員と裁判官が対等な立場で議論できるようにするための方策はないか。
- 最初に何らかの情報が与えられると、有罪か無罪かを決めて裁判に臨んでしまうので、今回のようにしていただいた方が、白紙で臨めると思う。

また、裁判官の意見に引っ張られてしまうおそれがあるので、裁判官は、できるだけ自分の意見を抑え、一般人の意見を引き出すようにしていただかなければならない。今回の模擬評議では、自己主張に慣れた人が参加していたので、スムーズに議論できたが、無作為抽出で裁判員が選任される実際の裁判では、色々な人が参加するので、裁判官は、今回以上に、自分の意見を抑える必要がある。
- 今回の事案では、事実認定が終わっていて、被告人も事実を認めていたが、事実認定から始まる事案では、予断排除は極めて重要であり、今回のような情報提供の方法が適当だと思う。量刑資料も、満を持した時点で提示されたので、とても良い資料に思えた。最初から資料があると、先入観を持ってしまうので、とても良い提示のタイミングであった。
- 放火は重い罪なので、実刑との判断をしていたが、量刑資料を見ると、猶予判例もあった上、6グループでの判決も3通りに分かれる結果となり、ショックを受けた。もし、裁判官だけで判決をしたらどうなったのかと、今でも思う。自分たちの感覚が良かったのかどうか、疑問が残っている。

また、評決も、フリートークしながら決まったが、こういう決め方で良いのかと思った。裁判官から、判例等の基礎資料を提示してもらって話し合うことが必要である。ただし、資料を提示するタイミングは、難しいと思う。

- もし裁判官だけで判決をしたらどうなっていたか、という点につき、裁判官の立場からはどうか。
- △ 鋭い疑問であると思う。今回の模擬評議では、裁判官の中でも意見が分かれているところであり、裁判員裁判で結論が分かれるのは当然のことである。
- 私の合議体でも、裁判官の中で、保護観察を付けるか否かについて意見が分かれた。色々と議論をして意見交換することが必要である。
- 裁判員裁判では、数学の方程式のように絶対的な答えがあるわけではなく、相当な答えを皆で決めることになる。
- 裁判官も迷います、と率直に言っていたらよい。
- 私が参加した合議体では、裁判官も迷うと言っていた。裁判官は、最初は実刑かなとも言っていたが、議論した結果、全員一致で執行猶予となった。全てのグループで執行猶予となると確信していたが、実刑としたグループもあり、ショックを受けた。ただ、だからこそ私達が参加する意義があるし、三審制の意味もあるとつくづく感じた。
- 裁判員裁判では、上訴されると、それが裁判員に通知されるのか。
- △ 現在のところ、通知制度は予定されていない。
- 裁判員としては、一生気になると思う。
- 少なくとも、裁判員制度施行当初は、控訴されたら新聞記事になると思われる。
- 裁判の中で親子の話等が出ると、評議では、裁判員の中には、情に流される方もいると思われるので、裁判官に軌道修正していただかないといけない。評議は、会議と同様、議長がずっと話してはうまくいかない。
- 専門用語の使い方についても、御意見を伺いたい。模擬評議において、専門用語が分かりづらかったということはないか。
- 裁判官は、平易な言葉で話していたし、裁判長がタイムリーに説明していたので、問題はなかった。
- 常識の範囲内で理解できたので、問題はなかった。ただし、執行猶予や保護観察という言葉は知っていたとしても、実際の裁判では、どのような場合に付くのかということまで理解して議論しなければならない。そのため、オリエンテーション等の機会に、10分間程度レクチャーしていただいた方がよい。
- △ 過去の模擬裁判では、正当防衛や責任能力といった難しい言葉について説明したことはあるが、確かに、執行猶予といっても、人によって理解の差がある可能性があるので、改めて説明することも必要であると感じた。
- 執行猶予については、刑を決める段階で説明すればよいと考えていたが、法定刑の説明の際に説明しておかなければいけないと感じた。
裁判員になった後に説明する方法の他、裁判員候補者となった段階であらかじめ専門用語集を送付しておく方法も考えられるが、いかがか。
- 用語集は、読めば読むほど混乱して分からなくなるだろう。普通の人が専門用語集を読むと、あい路に入ると思う。

- 弁護士会では、専門用語の置き換え作業を行っているが、個人的には、事件毎に弁護士が被告人や弁護人の主張を訴えるために分かりやすく弁論することで解決すべきであると考えている。
- 「現住建造物」等、文字を見れば理解できるが、耳で聞いただけでは分からない言葉もある。審理中にそのような単語が出たときに、かみ砕いて説明していただきたい。
- 法廷での審理の際、資料を紙やモニターで見ていただく工夫をしているが、さらに工夫できるようにしたい。
- 検察庁でも、平易な言葉で置き換える作業を進めており、用語集もあるが、タイムリーな説明が必要であると思う。疑問を持ったときにすぐかみ砕いて説明しないと、理解につながらない。
- 民法では、「善意」や「善管注意義務」等の言葉があるが、刑法でも、難しい用語を使っているのか。
- 刑事裁判の方が、一般の方には縁のない言葉が多いものの、マスコミ報道等により、一般の方が耳にする機会は多いかもしれない。
- 法廷で、裁判員の前にモニターを設置するのなら、裁判員が言葉の意味を検索できるようなシステムを設置すればよいのではないか。審理中、疑問に思う言葉が出たとしても、裁判員がそれを尋ねることはできない。
- 裁判員となることについて、心理的な負担感はいかがか。
- 模擬評議では、重大な事件ではあるものの、亡くなった人はいないし、被告人も事実を認めていた上、模擬であったので、負担感はそれほどなかったが、実際の殺人事件等であれば、同じようにはいかないだろう。そのような事案についても、模擬的に検証した方がよいのではないか。
- 今回は、体験的な裁判員であったので、負担感はなかったが、実際の裁判では、人を殺した人が目の前に座り、傍聴席に被害者遺族もいるということになると、相当な負担感があるだろう。
- 審理案件によって負担感は異なるだろうし、裁判員として前向きな人とそうでない人との間でも、心理的な負担感は異なるだろう。
- 日本人は、村八分になりたくないという思いがあるので、村八分にならないためにはどうすればよいかという方向で考えるだろう。
また、日本人は、情に流されやすいので、弁護人が涙の量を増やす作戦を採った場合、正確に判断できるかどうかという懸念もある。
- 報復のおそれや、関係者からの圧力に耐えられるかという心配もある。
- △ 一人一人の方に、少しずつ負担を乗り越えていただく必要がある。守秘義務等のルールは、裁判員の保護にもつながるものであり、安心して参加していただける制度にしたいと考えている。
- 私のグループにいた記者は、相当ストレスを感じたと言っていた。執行猶予を付すか否かは、死刑か否かほどの重さはないが、実刑とは雲泥の差がある。死刑となる事案も模擬裁判で取り扱って、訓練や検証をする必要があると考える。

また、その記者は、人に話したいという衝動がストレスになるとも言っていた。先ほど村八分についての意見があったが、例えば、知人が傍聴に来ていて、お前のせいで死刑になったと言われたとき、自分は無期を主張したと言いたくなる。今となっては難しいかもしれないが、裁判員の顔を知られないような方策があってもよいのではないか。

- 人と相談したくなるのは当然であって、だからこそ合議が必要である。実刑にすべきか否かを迷う事案があるのは事実だが、迷う事案ばかりというわけではない。裁判は難しいと、過大に考えていただく必要はない。
- 日本人は、白黒決着をつけることを避けてきたが、裁判は決着が必要である。裁判官も検察官も弁護士も、判決宣告当日は胃が痛くなるものだが、裁判員が入ることで軽減されるかという、そうは言えないだろう。

心理的負担というのは、責任感の強さの裏返しだと思う。したがって、負担感はむしろ大切であって、それを感じる人にこそ、裁判員になっていただきたい。
- 裁判官は、裁判官同士で話ができるだろうが、一般人は、守秘義務があり、相談することができない。心理的な負担をサポートする方策が必要である。
- 証人として召喚された人が、医者に対し、裁判に出なくてすむような診断書を書いてほしいと言うことがあるくらい、一般の人は、自分が参加することで裁判の結果が変わるというプレッシャーを感じていると思う。プロは、経験でそれに耐えることができるが、一般人は、心理的にドロップアウトする可能性がある。裁判員に選ばれて負担を感じることは事実なので、アフターケアが大切である。
- 6人の裁判員各自の、話す、聞く、読む、書く、意見を言う、理解するといったコミュニケーション能力の格差も、心理的負担感の要因になるのではないかと思う。個人的な能力や技能の差からくる負担感もあるだろう。
- 模擬評議の際、裁判所にお越しいただいたが、案内表示に関してお気づきの点はなかったか。
- 名古屋市内在住の方であれば、裁判所の場所は分かるだろう。庁舎内についても、エレベーター内に表示がされているので、問題はない。
- 他に、何か御意見はあるか。
- 模擬評議では、材料不足による判断の迷いがあったかもしれないが、実際の裁判では、きめ細かい判断をするための資料や証拠等の材料は、もっと提示されるということをおききたい。